

我孫子市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

我孫子市印鑑条例施行規則（昭和54年規則第23号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第8条 条例第16条第2項に規定する別に定める証明は、当該申請者に対し、印鑑登録証及び登録印鑑の提示を求め、印鑑登録原票に登録されている印影と照合し、当該印鑑を直接押印する方法により行うものとする。<u>ただし、印鑑登録者が自ら申請した場合であつて、第3条第1項第1号に定めるところにより、本人であることの確認をした場合は、印鑑登録証の提示を省略することができる。</u></p> | <p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第8条 条例第16条第2項に規定する別に定める証明は、当該申請者に対し、印鑑登録証及び登録印鑑の提示を求め、印鑑登録原票に登録されている印影と照合し、当該印鑑を直接押印する方法により行うものとする。</p> |
| <p><u>(印鑑登録証明書の交付申請の確認)</u></p> | |
| <p>第9条 条例第17条第1項ただし書に規定する確認は、<u>第3条第1項第1号に定めるところによる。</u></p> | |
| <p>第10条 略</p> | <p>第9条 略</p> |
| <p>第11条 略</p> | <p>第10条 略</p> |
| <p>第12条 略</p> | <p>第11条 略</p> |

様式第9号中「印鑑登録証明書交付申請 ※必ず印鑑登録証を添えて申請してください。」を「印鑑登録証明書交付申請」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。